開発行為に伴う公共施設の帰属及び管理に関する協定書

香芝市開発指導要綱第21条第2項の規定により、香芝市(以下「甲」という。)と開発者(以下「乙」という。)は、乙が行う開発行為により設置される公共施設及び当該公共施設の用に供する土地（以下「公共施設等」という。）の帰属及び管理について、次のとおり協定を締結する。

　(開発行為の内容)

第1条　乙が施行する開発行為の内容は、次のとおりとする。

　(1)　開発区域所在地　　香芝市

　(2)　開発区域の面積　　　　　　　　　　　　　㎡

　(3)　予定建築物等の用途

(公共施設の帰属及び管理の所在)

第2条　当該開発行為により設置される公共施設の帰属及び管理の所在については、開発許可申請書に添付された「開発行為についての協議報告書（都市計画法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面）」（以下、協議報告書）による。

　(公共施設等の帰属の手続)

第3条　当該開発行為により設置される公共施設等は、工事完了公告の日の翌日において甲に帰属する。ただし、協議報告書において別段の定めをしたものについては、この限りでない。

2　乙は、前条に規定する甲に帰属する土地について、地目変更及び所有権以外の権利の登記がある物件についてはその抹消等を行い、所有権移転のための登記手続に必要とする登記原因証明情報兼登記承諾書・印鑑証明書・資格証明書・分筆後の登記事項証明書・分筆図等の各書類を速やかに甲に提出しなければならない。

3　甲は当該土地の帰属に係る嘱託登記に必要な書類が提出されるまで、奈良県に対し検査済証の発行に係る同意を保留する。

4　第2項に規定する書類及び分筆に要する費用は、乙の負担とする。

　(公共施設等の管理)

第4条　甲に帰属される公共施設等の管理の引継の時期は、次の各号に定めるものを除き、前条第1項に定める日において、甲に管理を引き継ぐものとする。

　一　新たに設置される開発道路は、申請地内の住宅等の建設がおおむね８割が完了した日又は公共施設の帰属の日から起算して２年経過した日のうち、いずれか早い時期をもって管理引継ぎの時期とする。

　二　公共下水道施設は、下水道施設工事完了検査の合格時を管理引継ぎの時期とする。

　三　前各号に定めるもののほか、やむを得ない事情により乙が管理する必要がある公共施設等の管理引継ぎの時期は、別途協議により定めた時期とする。

2　乙は、前項第一号又は第三号の規定により管理を引き継ぐ場合は、「公共施設の管理引継書」の提出を行い、引継検査を受け、維持管理の移管を行うものとする。ただし、検査により手直し等の指摘事項があった場合は、指摘事項完遂後検査の合格したときに維持管理を甲に移管するものとする。

　(開発行為の譲渡及び権利義務の履行)

第5条　乙は、移管手続の完了前に開発行為に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲と協議のうえ、乙においてその者にこの協定を履行させるものとする。

　(疑義の決定等)

第6条　この協定に定められた事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、決定し処理するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　香芝市本町１３９７番地

香芝市長

　　　　　　　　　　　　　　　乙